

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章－第7章 省略</p> <p>第8章 雑則（第44条－<u>第50条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（一般廃棄物の処理に係る申出）</p> <p>第8条 省略</p> <p><u>（質問に係る証明書）</u></p> <p><u>第8条の2 条例第15条の3第3項（条例第15条の6第2項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、第1号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>（勧告書の記載事項）</u></p> <p><u>第8条の3 条例第15条の3第5項（条例第15条の6第4項において準用する場合を含む。）の市規則で定める事項は、次のとおりとす</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章－第7章 省略</p> <p>第8章 雑則（第44条－<u>第48条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（一般廃棄物の処理に係る申出）</p> <p>第8条 省略</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

る。

- (1) 勧告を受けるものの氏名又は名称
- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告をする理由

(命令書の記載事項)

第8条の4 前条の規定は、条例第15条の3第7項の命令書の記載事項について準用する。

(命令に従わない場合の公表等)

第8条の5 条例第15条の4第1項及び第15条の7第1項の規定による公表は、大阪市公報に登載するほか、インターネットの利用その他広く市民に周知できる方法により行うものとする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第13条 省 略

2 省 略

3 市長は、第1項第4号の規定により手数料を徴収したときは、手数料を納付した者に対し、その納付した額に相当する第1号の2様式による粗大ごみ処理手数料券を交付する。

(新設)

(新設)

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第13条 省 略

2 省 略

3 市長は、第1項第4号の規定により手数料を徴収したときは、手数料を納付した者に対し、その納付した額に相当する第1号様式による粗大ごみ処理手数料券を交付する。

4 省 略

(許可証)

第21条 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、同条第2項の規定により当該事業の許可の更新をしたとき又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、第1号の3様式による許可証を交付する。

2-3 省 略

(立入検査証)

第46条 省 略

(弁明の機会の付与)

第47条 市長は、条例第43条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべきものに対し、あらかじめ、所定の告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると

4 省 略

(許可証)

第21条 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、同条第2項の規定により当該事業の許可の更新をしたとき又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、第1号の2様式による許可証を交付する。

2-3 省 略

(立入検査証)

第46条 省 略

(新設)

認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

第48条 市長は、条例第43条の規定により過料の処分を行う場合に
は、その名あて人に対し、第8号様式による過料処分決定通知書を
交付するものとする。

第49条－第50条 省 略

(新設)

第47条－第48条 省 略